

鍵の取り換えや家財を撤去・処分する行為は?

テナントの 賃料不払い・不退去について

解決 Q&A

テナントから損害賠償請求

Q1

弊社の貸し 会社の手紙や電話を無視
ビルのテナント して不払いを改めません

Aには、賃料保証会社とし
ては、ビル管理会社でも
あり、オーナーである弊

社に代位弁済してもらっています。

しかし、テナントAは、
賃料を6ヶ月以上にもわ
たり滞納したので、賃料
保証会社は、その間の未

払い賃料を弊社に代位弁
済してくれました。他方、
テナントAは、賃料保証

料保証会社の行
為は、オーナーで
ある貴社のために行つたも
のとしても、自力救済とし
て違法となり、テナントA
に対して、不法行為に基づ
く損害賠償義務を負うこと
となります。また、貴社が
資料保証会社にこうした行
為をさせたと認定されれば、
貴社も同様の責任を負うこと
となります。

判例によれば、賃料保証
会社の鍵の取り換えやテ
ナント家財の撤去・処分
は、テナントに対し賃貸建
物からの退去を強制するた
め、法的手続きをよらずに、
テナントの賃貸フロアの占
有使用を侵害し、またテナ
ントの家財の所有権を侵害
するもので、こうした賃貸
人の実力行使(自力救済)は、
法的手続きをよったのでは
不可能又は著しく困難と認
められる緊急やむを得ない
特別の事情がある場合に必
要な範囲で認められるもの

会社の鍵の取り換えやテ
ナント家財の撤去・処分
は、テナントに対し賃貸建
物からの退去を強制するた
め、法的手続きをよらずに、
テナントの賃貸フロアの占
有使用を侵害し、またテナ
ントの家財の所有権を侵害
するもので、こうした賃貸
人の実力行使(自力救済)は、
法的手続きをよったのでは
不可能又は著しく困難と認
められる緊急やむを得ない
特別の事情がある場合に必
要な範囲で認められるもの

であり、そうでない場合は
許されないと考えられています。
そして、貴社の事例では、
通常ならば、テナントAに
対して賃料不払いを理由と
して催告・解除して契約を
終了させ、なおも占有する
テナントAを被告として建
物明け渡し請求の民事訴訟
を提起し、判決を得て建物
終了させ、なおも占有する
テナントAを被告として建
物明け渡しの強制執行をする
ことができるのです。この
点は、賃料保証会社が賃料

を代位弁済(立て替え払い)
したときでも、テナントに
よる賃料不払いの債務不履
行の既成事實はなくなりま
せんから、契約解除は可能
と考えられます。
以上のような法的手続きを
講じないであって実力行使
をしなければならないよう
な差し迫った特別の事情が
ないであれば、やはり鍵
の取り換えや撤出処分の実
力行使は違法であって許さ
れません。

なお、店舗のテナントが
約1年も賃料不払いをした
ので契約解除したが、テナ
ントは所在不明で店舗も休
業中だったので、賃貸人が、
弁護士の保管中につき立ち
入りを禁止する、立ち入れ
ば建造物侵入罪として刑事
告訴する旨の告示書を物件
の戸口に掲示し、戸口の鍵
も取り換えてテナントの出
入りを妨げたとして、後日

上鍵の取り換えは必要とし、
またテナントが再三の催告
にもかかわらず明け渡しの
期限から3ヶ月も明け渡し
を放置していることや賃貸
人が撤出物の保管措置を講
じている等から、賃貸人の
撤出行為を違法ではないと
しています。ただ、処分ま
では認める趣旨ではありません。

賃貸借契約の条項に基づいて、契約解除の後も
退去しないテナントの所有物を、テナントに無断で
搬出・処分する行為は、許されますか?

Q1

結論的には、賃
料保証会社の行
為は、オーナーで
ある貴社のために行つたも
のとしても、自力救済とし
て違法となり、テナントA
に対して、不法行為に基づ
く損害賠償義務を負うこと
となります。また、貴社が
資料保証会社にこうした行
為をさせたと認定されれば、
貴社も同様の責任を負うこと
となります。

判例によれば、賃料保証
会社の鍵の取り換えやテ
ナント家財の撤去・処分
は、テナントに対し賃貸建
物からの退去を強制するた
め、法的手続きをよらずに、
テナントの賃貸フロアの占
有使用を侵害し、またテナ
ントの家財の所有権を侵害
するもので、こうした賃貸
人の実力行使(自力救済)は、
法的手続きをよったのでは
不可能又は著しく困難と認
められる緊急やむを得ない
特別の事情がある場合に必
要な範囲で認められるもの

Q2

弊社の賃貸ビ
ルのテナントB
が賃料を数カ月間
滞納したので、弊社は、Bと
の賃貸借契約を解除し、そ
れにより契約は終了しまし
た。ところが、Bは、弊社か
らの退去明け渡し要請を無
視して一向に退去しません。
う旨の定めがあります。そ

制するため法的手続きをよ
らずに、テナントの所有権
条項には、「期間の満了、契
約の解除等により本契約が
終了した場合において、テ
ナントが退去しないとき
は、賃貸人は、テナントの
室内の所有物件を搬出・処
分することができる。」とい
う旨の定めがあります。そ

こで、弊社は、占有中のBを
すみやかに退去させるべく、
この契約条項を根拠にして、
賃貸フロア内のBの所有物
件をいちいちBの承諾を
とることなく搬出・処分し
て、賃貸フロアを空け、早く
稼働させたいと思いますが、
法的には認められますか。

テナントが退去しないときは、
賃貸人は、テナントの室内
の所有物件を搬出・処分す
ることができる。」といった
契約条項も、私人による強
制執行を許容するものとし
て、公序良俗に違反して無
効と考えられます。

ただ、東京高裁の判例(平
成3年)によれば、賃貸借契
約書上の「搬出処分できる」
との条項については、テナ
ントのビルフロアの占有に
対する侵害を伴わず、例え
ばテナントが任意にビルか
ら退去した後の残留物の搬
出・処分について認めるもの
ではないと考えられています。
ちなみに、賃貸人が、顧
問弁護士からそうした契約
条項があるから大丈夫だと
のアドバイスを受けたので、
業者によりテナントの所
有物の搬出・処分をさせた
ケースがありました。この
事例では浦和地裁の判例は、
そうした場合でも、賃貸人
による業者を通じたテナ
ント所有物の搬出・処分が適

用されています。すなわち、
貴社のご相談事例のような
契約条項は、テナントに対
し賃貸建物からの退去を強
制するため例外ですので、
ご参照ください。

最高裁の判例その他幾つ
かの判例では、次のように
示されています。すなわち、
貴社のご相談事例のような
契約条項は、テナントに対

して無効である、と考えら
れていました。そこで、
弊社の賃貸ビ
ルのテナントB
が賃料を数カ月間
滞納したので、弊社は、Bと
の賃貸借契約を解除し、そ
れにより契約は終了しまし
た。ところが、Bは、弊社か
らの退去明け渡し要請を無
視して一向に退去しません。
う旨の定めがあります。そ

こで、弊社は、占有中のBを
すみやかに退去させるべく、
この契約条項を根拠にして、
賃貸フロア内のBの所有物
件をいちいちBの承諾を
とることなく搬出・処分し
て、賃貸フロアを空け、早く
稼働させたいと思いますが、
法的には認められますか。

通常なら、テナントBを被
害するため法的手続きをよ
らずに、テナントの所有権
や賃貸フロアの占有を侵害
する搬出・処分等を内容と
するもので、こうした搬出・
処分の実力行使は、法的の
手続きによつたものでは不
可能又は著しく困難と認められ
る緊急やむを得ない特別の、
事情がある場合に、その必
要の限度を超えない範囲内
で例外的に許されるもので
あり、原則として許されず、
契約条項も公序良俗違反と
して無効である、と考えら
れていました。

そして、貴社の事例では、
搬出・処分の実力行使をす
るなどの実力行使をするとな
れば、緊急やむを得ない特
別の事情がない場合は、や
はり搬出・処分の実力行使
は違法であつて許されませ
ん。また、「期間の満了、契
約の解除等により本契約が